

平成27年6月第2回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成27年6月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 小 高 良 則
- 11番 川 上 雄 次
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 山 口 孝 弘
- 22番 湯 淺 祐 徳

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
総 務 部	長	武 井 義 行

市 民 部 長	石 川 良 道
経 済 環 境 部 長	麻 生 和 敏
建 設 部 長	河 野 政 弘
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
財 政 課 長	江 澤 利 典
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	山 本 雅 章
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 委 員 会 教 育 次 長	吉 田 一 郎

・連絡員

庶 務 課 長	勝 又 寿 雄
---------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事 務 局 長	山 本 雅 章
---------	---------

○農業委員会

・議案説明者

事 務 局 長	醍 醐 文 一
---------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査	中 嶋 敏 江
主 査 補	須 賀 澤 勲

主 査 補 居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成27年6月9日（火）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第7号、

議案第9号

請願27-1号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、議案第1号から議案第7号、議案第9号及び請願27-1号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は、答弁も含め40分以内とし、質疑は一問一答、同一議題につき2回までとなっております。また、上程された議案についての質疑でありますので、議題以外にその範囲が広がらないようお願いいたします。

最初に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

おはようございます。それでは通告に従って質問していきたいと思いますが、議案第1号であります。市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

いろいろ市税法改正が出て、1年、2年先送りというようなことになっているわけですが、今、やはり、家庭の消費が落ち込んでいて、今日もGDP0.9パーセント下落ということで、なかなか消費が上向いていかない。これはどういうことであるかということ、消費税増税とか、物価高とか、大企業とは別に中小企業、零細企業を含めて実質的な賃金がなかなか上がっていかないと、こういう状況のもとで、国もこういった施策をせざるを得ないということでもあります。

しかし、中身を見ますと、1年、2年先送りというだけで、根本的な解決には私はなっていないのではないかというふうに思いますが、そういった中で、どういうことが減税、あるいは軽減になっていくのか、その辺について、まず伺うわけであります。

個人住民税については、住宅ローンの減税の拡充の措置で2年間措置されるということでございます。当然、住民税が減税されますと、財源不足というものが生じてくるわけでありまして、市税の財源不足については、どのような措置がされるのか、こういった問題についてはどうでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

今、おっしゃいました個人住民税の住宅ローン控除の関係だと思えます。住宅ローンでマイホームを新築や購入、それと増改築された場合に、所得税の税控除が受けられることとなります。この控除は本来、所得税から控除するものなのですが、所得税から控除し切れない場合、これにつきましては、その不足分を住民税から控除するということになっております。ただ、この措置によりまして個人住民税の減収分につきましては、全額国費で補填されますので、市の減収はございません。

以上です。

○右山正美君

個人住民税のほかにふるさと納税があるわけでありまして。ふるさと納税は、5団体を越える、要する個人が5団体以上寄附をすると、こういった簡素化にならないと。それと同時に、確定申告、これをやる人は省くという2つの問題があるわけでありまして。適用外ということですね。

申告手続の簡素化ということで、ワンストップ特例と、こういうことになるわけですけど、これはどのようなメリットがあるのか。

それから、個人住民税、所得の1割から2割引き上げられるわけでありまして。確定申告を行った場合と同じ金額、例えば、所得税額控除分プラス住民税控除分が住民税から控除されるわけでありまして。

市にとって所得税分が新たに減収となるわけですけど、こういった問題もどうしていくのか、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

まず、ふるさと納税、これのまずメリットと一般的に言われておりますのが、まず、寄附したい自治体を自分で選べるということ。それから、それのお返しと特産品や特典がもらえるということ。それから、寄附する自治体における使途、使い道を選ぶことができる。それから税金が控除されるというようなメリットがあると言われております。

それでデメリットと言われておりましたのが、これは確定申告をしないと控除の適用を受けられないというのがございまして、今回、そういった手続を省略するためにワンストップ特例制度というものができたものでございます。

これによりまして、デメリットと言われていたものがなくなるわけでございますので、より多くの方に利用していただければなというふうに考えております。

また、控除なんですけど、所得税部分について控除されるということなんですけど、現在のところ、市町村において立てかえ払いしなければいけないという状況になります。ただ、立てかえ払いした所得税相当額、これにつきましては、まだ、国の方からどのような対応をするかという方針が示されておられません。交付税で補填されるとか、そういった措置をしていただきたいとは考えておるのですが、まだ市町村の方には、そういった、こういった形であるかという通知はないものですから、現在、国の動向というものを注視しているところでございます。

○右山正美君

ふるさと納税、5団体以上、あるいは確定申告をしなきゃならない人たちの分については、これはできないということで、そういったためにワンストップ特例制度というものが創設されました。

しかし、ふるさと納税、5千円、ふるさと納税でやられる場合に、細かい数字は忘れちゃいけないけれども、1千幾らの控除とか、いろいろありますね。また、八街市は落花生を送るとか、

そういったことも考えているのですが、ふるさと納税をしていただいた方に、そういった感じでもいいのですが、これが逆に過度なものになってしまって、税収不足になるという可能性もあるということも言われているので、その辺のところはしっかりとやっていただきたいと。せっかく相手の気持ちがふるさと納税でやっていただいたのに、いろいろお返ししなきゃ、あれをやらなきゃとなって、それが税収不足というか、逆に過度なものになって、結局は納税していただいた気持ちがだめになってしまうということも考えられる、税収不足になるということも考えられるわけですので、その辺についてはしっかりとやっていただきたいと。

それから、所得税相当額、これは市が立てかえをしていくわけですが、やはり、財政的な措置については、注視するというだけではなくて、国に求めていくことが大事ではないかというふうに思いますけど、市長、その辺、財源は、所得税割の相当額、これは今のところ財政法制度の補填などがされないのです、今のところ。財政措置をしっかりとしないと、市の持ち出しになってしまうということがあるわけですので、所得税相当額については、やっぱり、国に求めていくと、市が立てかえるわけですから。その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど、担当部長よりお話をいただきましたところでございますけども、現在のところ、市町村が立てかえた所得税相当額について交付税の補填など財政的な措置について国から方針は示されておられませんけれども、このことは市町村にとっては大変厳しいことですので、しっかりとこの補填につきましては、市長会を通じましてお願いをしてみたいと思っております。

○右山正美君

そういったものについては、しっかりと予算措置をされるように、ただ注視ということだけではなくて、しっかりと財政措置をしてほしいということで、国にもしっかりと行ってほしいと思います。

それから、次に、固定資産税について伺いたいと思いますが、これは高齢者、サービス付高齢者向け貸家住宅の固定資産税の減税についてでございますが、わがまち特例ということで、減税をしているわけですが、本市では新築後5年から3分の2を減額、わがまち特例ということでありますが、これはどういうことなのか。該当の住宅、これはあるのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

ご質問の固定資産税につきましては、これは高齢者の居住の安定確保に関する法律、これに規定されるサービス付高齢者向け借家住宅、これが対象になるものでございまして、地上階数が3階以上とか、そういった規定はございます。

それで、これにつきましては、新築後5年間固定資産税、3分の2を減額できるというものでございます。これは八街市におきましては、けやきの森公園の近くに7階建ての高齢者

住宅があるのですが、これは建ったのが昨年だということから、これには該当する施設ではありませんということで、市内には該当する施設は、今、ございません。

○右山正美君

該当するところが1カ所ぐらいあるような話も聞いたのですが、これは該当するところは八街市ではないということでございます。

次に、固定資産税特例の適用年度の更新について伺うわけですが、これは宅地や商業地等に係る税負担の調整措置が3年がまた延長されるということでございます。負担調整とか見直し修正が行われるわけですが、住宅とか土地に係る税率の特例措置が4パーセントから3パーセントに、また、宅地評価土地に係る課税標準の特例措置が2分の1になるということで、こういったことで3年間延長されるわけでありまして。こういった問題について、どうということなのか、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

これにつきましては、固定資産税評価替え、これは3年に一遍行っておるわけなんですけれども、実は前回の評価替えのときも同じような形で3年間延長ということになったわけなんです。評価額が急激に下落した場合、または上昇した場合にその税負担を緩やかになるように課税標準額を徐々に是正するという制度のものでございます。

あと、一般的に住宅用地につきましては、200平米以下の小規模住宅につきましては、価格の6分の1とすること。それから、200平米を超えるもの、一般住宅用地と言われていたものですが、これにつきましては3分の1とするなどの優遇措置が設けられております。

○右山正美君

今回の条例改正で適用年度を3年延長するというのであります。以前は6分の1とか3分の1とか、そういったわけでありまして、これが緩和されて延長されると、さらに延長されるということでもあります。

それから、軽自動車に3月議会で軽自動車税の引き上げということで出てきたのであります。これは消費税とか、そういった消費の落ち込みで、それが回復しない中で、バイクの方は新旧の区別なく最大2倍になるということで、いろいろ与野党から反発の声が出て、1年延長が原付き二輪、また二輪というふうに決まってきたわけでありまして。

その中で、重課税率、これが導入されるということで、13年に車がなると、重課税の導入ということで、さらに市民の負担が増えていくということは、もう間違いのないことで、税率を見ますと、かなりの引き上げになってくるわけで、軽自動車7千200円が1万2千900円と、13年を越えると、課税率でね。特に八街市は軽四、軽トラ、こういったことで、農家の方々も非常に多く使っていると。それも年数もね。距離は走らないわけですから、13年、15年というのは平気で乗れるわけです。そういうことで、こういったものに対して、重課税率を引き上げていく、それも7千200円から1万2千900円ですから、倍近い引き上げが行われるんですね。それでやっぱり農家の方もこれはやっていけないというふうに思うのですが、こういった問題で、担当課については、どのように考え

ているのか、その辺についてお伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

今、右山議員がおっしゃいました7千200円が1万2千900円になるということ、これは四輪の自家用の乗用車のケースの場合でございます。現行7千200円が今度新しく1万800円に改正されます、税率が。それが重課税率となった場合、1万2千900円になるわけなんです、これはやはり国がグリーン化を進めるということが、今回、重課というものの根底にあるんだと思います。

ただ、今、右山議員がおっしゃいましたように、農家の車などにつきましては、確かに走行距離なんかを見ますと、そんなに走っていないケースというのはかなり多いと思います。この辺は国の地方税法の改正ですので、市の裁量でなかなかできるものではありませんけれども、その辺は私も配慮していただきたいなと個人的には考えは持っております。

○右山正美君

国の施策だということでありまして、こういった問題についても真剣に考えれば、市の方で特例として税は考えられるわけですね。わがまち特例で、国が一律に定めてきた内容を市町村が新たに条例で決定できる地域決定型地方税制措置、特例措置というのがあるわけですから、その中で考えていけばいいのではないかというふうにも思います。

次に、エコカーに該当する判断、この問題について、いろいろあるわけです。グリーン化特例として電気自動車は75パーセントが軽減される。あと20年度燃費基準プラス20パーセント達成の場合は50パーセント軽減と。20年度燃費基準達成の場合25パーセントが軽減されると、こういうものが導入されるわけですが、その基準とか判断、こういったものについては、こういった形でとられるのか、どのような確認方法があるのか、その辺についてはどうですか。

○総務部長（武井義行君）

軽自動車のエコカー減税、これにつきましては今年の4月1日から来年3月31日までに新規取得車、軽四輪、その中の電気自動車及び天然ガス自動車については税率75パーセントを軽減して、ガソリン車については基準エネルギー消費法律基準、これは排ガス基準と言っていますが、それによって25から50パーセント軽減するわけですが、この基準に達しているかどうかにつきましては、軽自動車検査協会、それから車検証などの申告書により確認することができるということになっております。

○右山正美君

車検証とか、検査協会から受けて申告によって確認できるということでありまして。

それで、もう一つだけ聞きたいのですが、軽自動車、さきの減税と同じですが、先ほど1年先送りということで、原付き、二輪とか、そういった問題で出したわけでありまして、7千511台、800万円ほど減少ということでありましてね。こういった減少で、平成27年度予算は成立いたしました。しかし、これは結局1年先送りですから、予算が確保できないわけです。そういった部分について、財政的にどのようにこれは処理されるのか。財源

確保として、これも国から支援策として確保されるのかどうか、その辺はどうですか。

○総務部長（武井義行君）

ちょっとすみません。その辺は確認をしていないところなので、申し訳ないのですが。当然、市としても市税収の確保というのは、これは一番の重要課題ということで取り組んでおりますので、そういった国からの補填とか、そういったものがどういうふうにあるのか、その辺もしっかり確認しながら、収入の増に努めてまいりたいと思います。

○右山正美君

平成27年度予算も成立して、国の方からこういった税法の関係で専決処分というのが来ているわけですから、専決処分されたわけですから、本来ならば財政的にこういった不足部分が生じるわけですから、これもこういった財源措置がされるのかということも、はっきりと私はここに明記してしかるべきではないかというふうに思います。どうするのかわからないとか、先ほどの所得税相当額の問題もありましたけど、しっかりとした財政、財源確保、こういったものが求められてくるのではないかというふうに思いますので、専決処分されて、もっとしっかりした財源確保の方針をしっかり出してほしいなど、そういう具合に思います。

次に、議案第3号ですが、これは国保税の条例、これも専決処分されました。

それで、国の方針としまして、これは国保は広域化の方に移行されます。そういうことで、3団体から財源的な問題も含めていろいろ意見が出ておまして、そういった中で政府は公費拡充等の財政基盤の強化によって、毎年3千400億円の財政支援がこれは確認されたわけでありまして。

そういった中で、15年度から低所得者対策として保険者支援制度の活用策として、全国で約1千700億円、18年以降はさらに国費を毎年1千700億円、これも財源措置することになっているわけですが、これは低所得者対策だけではなくて、全体の国保税の引き下げも可能になってくるのではないかと思いますけど、そういう活用も私はすべきではないかというふうに思いますけど、まず、その辺に1点だけ伺いたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

ただいまご質問いただきました保険者支援制度なんですが、これはそもそも国保財政の基盤強化策の1つとして創設された制度でありまして、低所得者を多く抱える保険者の財政基盤を強化することが、ひいては行く行くは保険税負担の軽減につながるということで、できた制度であります。

ご存じのように、初日に繰上充用をお認めいただきましたが、本市の国保財政は大変厳しい状況にあるわけでございます。今回の支援拡充を考慮したとしましても、保険税の引き下げができるほど基盤が強化されるとは、現在のところ考えられませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○右山正美君

今、財政基盤の強化ということを言われましたけど、これは全国で3千400億円の財政支援ということで言われたわけで、ぜひ、こういった問題も含めて、八街にはあまり来ない

んだというような話もありましたけど、しかし、それはそれなりの財政が来るわけですから、本税の国保税の引き下げ、こういったものも視野に入れてやっていく必要があるかなというふうに思います。

低所得者対策についてですが、5割軽減について、その根拠と影響、どのぐらいの人たちが影響するのかわかるのか、その辺について伺いたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

今回の5割、2割の軽減につきましては、平成26年度税制改正によりまして、地方税法及び同法施行令の改正によりまして、5割軽減の対象とする基準額が基礎控除額の33万円、それに26万円掛ける被保険者数、2割軽減の基礎額が33万円に足すことの47万円掛ける被保険者数という形に改正されるわけでございます。

この改正によりまして影響する世帯なんですけど、この算出にあたりましては平成26年、昨年4月1日に資格のある者につきまして本年5月18日時点で算出したものでございますが、拡充する均等割人数が344人の増、それから拡充する平等割世帯が152世帯の増、金額にしますと、同じく昨年4月1日資格がある者について本年5月18日の算出によりまして、対象拡大による軽減額の増は、均等割と平等割を合わせて686万円となります。

○右山正美君

均等割で344人、平等割で150人、これは微々たるもので、先ほども言いましたとおり、全体的な財政基盤強化ということもうたわれている中で、これはしっかりと本税、5割、2割もそうですけど、しっかりと国保税の引き下げといいますか、そういったものも視野に入れてやっていただきたいと、そういう具合に思いますし、全体的に国保というのは、国民健康保険というのは、脆弱な財源のもとで行われていて、本当に強く思うのは、今の国の財政支援から、もとの位置に戻すということが本当に財政支援があってこそ、国保財政というのは安定するのではないかと、担当課も私はそのように思うのですが、財源が貧弱な中で国保の加入者というのが運営されているわけですので、そういった点では、市長会でもそうですけど、国の方に財源を確保していくことが大変重要だと思いますので、その辺のところも申し上げておきたいというふうに思います。

今回の地方税法の改正で、納税者の権利といいますか、そういった問題もしっかりと見直しがされたわけでありまして、猶予制度の見直しであります。徴収猶予とか、換価の猶予でありますけど、納税者の猶予制度、これが新設されたわけでありまして。

徴収に関わる問題では、さらなる慎重な対応が必要ではないかというふうに思いますので、そういった面も含めて市民との接触には十分注意していただきたいと、こういう具合に申し上げます。

これは市が条例でいろいろな面で明記するということにもなっておりますので、「徴収強化、徴収強化」ということで、そういうこともあるのですが、しかし、納税者のそういった徴収制度、そういったものもしっかりと地方税法では明記されておりますので、注意をしていただきたいということをお願いいたします。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で右山正美議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第7号、10ページの平成27年度八街市一般会計補正予算についてお伺いします。

2款1項9目の社会保障・税番号制度システム整備事業についてでございます。

3千426万9千円の予算計上なんですけれども、これは社会保障・番号制度、日本国内に住民票を持っている人たち全員に生涯かえることができない12桁の番号を割り振っていく。そして、もう今年10月から番号を通知するカードが届けられる。そして来年1月からは一部運用開始がされる、そういう計画となっています。

この番号は、個人が納税や社会保障給付などの情報を国が管理し、行政手続などを活用する番号なんですけれども、国民は必要としておりません。市民の皆さんからも「何でマイナンバーが必要なんだろう、プライバシーはどうなるんだろう」、このような疑問があちこちから出されておりました。こういうやさきに、日本年金機構がサイバー攻撃を受けて基礎年金番号や氏名、生年月日、住所などの個人情報125万件が流出するという大変な状況になっています。

6月2日のマイナンバー拡大法案と個人情報保護法案改定案の国会での参考人質疑において、マイナンバー制度については上智大学の田島泰彦教授から指摘がされているのですけれども、大量の個人情報の漏えいや不正使用、なりすましの危険が高まる一方で、個人情報が過度に官によって、公によって管理され、乱用される危険が大きい。さらに憲法が保障するプライバシー権にも抵触しかねない。制度自体の再検討が必要だ、こういう意見が出されております。

本来ならば、こういう専門家の意見を尊重して制度の運用中止を含めて再検討が必要だと思っております。八街市においては、漏えいや乱用の危険防止も含めた整備状況はどうなっているのか伺います。

○総務部長（武井義行君）

今回、日本年金機構におきまして、登録された125万件以上の個人情報が流出したということが大変問題になっております。これはウイルスメールによるものが原因ですけれども、その辺の対応の遅れ等も指摘されているところでございます。

今回のマイナンバー制度、これにつきましては、通常のインターネット回線と違う専用の回線を使うこと、それから、暗号化されているデータをやりとりするという事で、外部には基本的には漏れない仕様になっているということになっております。

また、IDやパスワードを入力することによりまして、誰がいつ、どこでアクセスしたか、これもわかるような対策も講じられております。

国におきましては、いろいろ安全対策を、今、講じておるところなんですけれども、私たち

も準備を進める中で、国・県と連携を密にしながら、安全で安心な市民の皆さんにとって利便性の高い制度となるように努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

漏えいは心配ないという、そういうことのようなんですけど、誰がどこでアクセスしたかもわかるようになっていとおっしゃるのですけれど、しかし、もう専門家がやはりこれは漏えいする可能性があるよと、そういうことを言っているんですよ。それから、諸外国でも、こういう制度をとっている国では防止できていないのです。

つい先日もアメリカでは情報が流出して、悪用されて、約61億円の税還付が誤って実施されたと、こういう報道もあります。外国で防止ができないのに、何で日本でできるのか。こういうことは、やはり、流出するかもしれない、いろんな事故が起きるかもしれない、こういうふうに見なければならぬものだと思います。

日本ではそういうことはないんだということは、原発事故で政府は言っていましたね、東京電力福島第一原発事故が起きるまで。日本の技術は高度で、安心だ、クリーンだ、こんなふうに使っていたのですけれど、それを福島の方たちも、多くの国民も事故が起きるはずがないと、こういうふうに使われてきたわけです。しかし、年金機構の流出と同じように――年金機構は特別に働いている方々も正職員ではない、こういうこともいっぱいありました。そして、管理が甘い、こういうこともありました。しかし、マイナンバー制度がかなり厳しくされているといっても、やはり、絶対安全とは言い切れない、この認識が専門家からも必要だということが言われているわけです。

それでお聞きしたいのですけれど、これは私は本当は廃止すべきだとは思いますが、しかし、今、整備されておりますから、お聞きしますけれど、整備事業費のうち一般財源から633万9千円が支出となっておりますが、今まで支出した一般財源の合計はどのぐらいなのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

マイナンバー制度につきましては、昨年からのシステム改修等始めております。平成26年、平成27年度、この2カ年で総額7千571万円を見込んでおりますけれども、そのうち一般財源にあたるものは1千466万1千円でございます。

○京増藤江君

やはり、国が市民が特別必要としていないような、国民全体もそうですけれど、ようなものに、今、例えば、八街では財源不足ということで、本当に苦勞している中で、やはり、国が進める政策で、今までで1千400万円支出、予定も含めて、こういうことが予算計上されているというところでは、本当に市の方がやりたかった事業でもないと思いますけれど、こうやって支出されていくのに、こういう点では私は、本来ならば、もし、どうしてもやるのであれば、国が全部出すべきだと、そういうふうにするべきだと思います。

これは国民に対しては、国民の所得や資産を法律的に掌握されたり、徴税が強化されたりと、そういう国民にとってはいいことは本当にありませんけれど、便利になると言われてい

ますけれど、そんなものを取りかえができないぐらい、国民にとっては大変な不利なことがいっぱいある。一方では、大企業にとっては3兆円市場と言われるマイナンバー普及、これで大喜びしているのは大企業だと言われていています。国民にとっては廃止こそが利益になる、私はこういうことを申し上げておきたいと思います。

次に、同じ10ページなんですけれど、19節の負担金補助及び交付金についてでございます。

中間サーバー・プラットフォーム利用負担金について653万6千円が計上されているのですけれど、この負担金の内容の説明及びこの制度を続ける場合に国庫負担は今後も続くのかということについてお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

まず、中間サーバー・プラットフォームの利用負担金ですけれども、これは今回のマイナンバー制度におきまして、情報提供ネットワークシステム、それと地方公共団体の既存のシステムとの情報の授受、その仲買いをする役割を担っているものでございます。

この拠点は国内東西に2カ所設置されるというふうに伺っております。その2カ所が相互にバックアップするというようなことでございます。

この負担金ですけれども、使用する全都道府県、全市町村が案分して負担するということになっておりまして、平成28年度以降、これにつきましては国の補助、財源の措置はないのではないかとこのように考えております。

○京増藤江君

28年度以降、財源不足で国はしないと。ちょっと私、聞き取れなかったのですけれど、これ2回目になるのか、これ1回目の答弁ですから、はっきりお願いします。

○総務部長（武井義行君）

国の財源不足ということではなくて、国庫補助による財源措置をされないというふうに伺っております。国からの補助はないということです。

○京増藤江君

国からされない。

○総務部長（武井義行君）

されないということです。

○京増藤江君

本当に国はこうやって新たな制度をして、大企業がもうけるけれど、市町村はやはり負担が増えていくと、こういう制度、まして市民は一旦情報が流出してしまえば、年金情報どころではない、個人が持っている情報が明らかにされてしまう。本当に大変な状況。ぜひ、これは廃止しかないと。ここでも市民の大事な税金を使わざるを得ないという点でも、廃止しかないと申し上げておきたいと思います。

次に、2款1項10目諸費の負担金補助及び交付金についてなんですが、コミュニティ助成事業補助金について250万円の計上ですが、この内容について説明をお願いします。

○総務部長（武井義行君）

このコミュニティ助成事業補助金250万円につきましては、宝くじの社会貢献広報事業の一環として、財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業、この採択を受けて実施するものでございます。

今回は採択されまして実施する対象区、これは二区になります。それで、内容は音響整備ですとか、電気陶芸窯、こういった備品の購入に充てるものでございます。

○京増藤江君

二区青年館の音響設備に使われるということで、これは本当に皆さんが要望しておられることだと思います。大変いいことだなと思うのですが、やはり、こういうさまざまな助成金を使って施設を充実させていくということは、今、住民の皆さんが区になかなか加入していただけないという点からも、魅力ある区の運営に大きく寄与してもらえと思うのですが、こういう助成金というのは、例えば、こういう設備の補助とか、音響とかもあるでしょうけれど、例えば、福祉施設などにもいろんな補助が、助成がされることがあると思うのですが、例えば、今、住民の皆さんが近くで簡単に運動できるようなものが欲しいと。例えば、こういう青年館なり、地区のコミュニティを使って運動できるような、例えば、そういう地域にでも運動設備ができるような助成などもあるのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

一般コミュニティ助成事業、これまでのどういった内容だったかと見ますと、みこしですとか、やはりカラオケですとか、太鼓ですとか、こういった地域コミュニティ事業に関わるものということで助成をいただいております。今、おっしゃられたようなものが実際に合致するかどうかということについては、私、今、判断できないのですが、これまでの経過から申し上げますと、そういったものが助成されておりまして、実はこの事業につきましては、9団体が申請しております。今、待ちの状況でございまして、そこの団体を見ましても、同じように、そういったものとか、テントですとか、そういった申請の内容になっております。

○京増藤江君

恐らく今までも皆さんがそういう設備が欲しいというようなことで、こういう助成がされてきたんだと思うのですが、やはり、今、高齢社会を迎えて、新たなそういう状況も生まれていると。新たな要望も出てくるだろうということも踏まえまして、ぜひ、そういうものが意見とか言えるようなことがあるのであれば、ぜひ、そういう意見も出していただきたいなど要望して質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

議案第6号と7号につきまして質問をいたします。

まず、議案第6号でございしますが、これは八街市の重度心身障害者の医療費助成に関する

条例の一部改正でございまして、今まで障がい者の皆さんの医療費、これは自己負担を一旦全額病院の窓口で支払って、領収書を市町村に申請して助成を受けなければならないという大変面倒くさい償還払いだったものを、これは窓口で一気に無料化にするという。現在、行っている子ども医療費助成と同じ事務になるわけなんですけれども、今回の窓口無料化にあたりまして、通院1回、入院1日あたり300円という自己負担を導入するものであります。なぜ障がい者の皆さんにわざわざ自己負担を求めるのか。自己負担を求める理由をお伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

この事業は、ご案内のとおり、対象となる医療費につきまして県が2分の1、市が2分の1補助している事業でございまして、県の方におきまして、今、お話のありました償還払い方式から現物給付に変えていくということで、この点については利用者側の要望を実現するような形での対応というふうな形になっているわけです。

今、先ほど、お話がありましたように、この制度につきましては、県の制度改正がございましたので、こちらに合わせていくというのが基本としてとられているわけございまして、制度対象外の方の公平性の観点というところから、子ども医療費助成制度同様に一定の負担を求めるということで、その額は、今、お話にありましたとおり、入院1回につき300円、通院1回につき300円という額になります。

償還払いから現物給付に変わるという給付方法の変更に伴って医療費そのものが県の方も1割程度増えるのではないかとということで見込んでおりまして、本市においても、そういうことを念頭に置いた形での予算化をしております。

そういうことから、住民税非課税世帯に対しては、これまでどおり自己負担を求めないという配慮の中で、住民税所得割課税世帯に対しては一定の負担を求めるのはやむを得ないのかなというふうに考えております。

○丸山わき子君

今、言われたように、非課税世帯に対しては一定の措置がされるんだということでありまして、やはり、障がいを持つ、ハンディを持つということは、健常者とはやはりその辺は違うわけで、そういう意味では本当に障害者年金で暮らしていかなければならない方々にとっては大きな負担になっていくのではないかと。

1カ月1回300円ではないんですよね。通院1回について300円、それから、入院も1日について300円、ですから1カ月入院すれば300円どころではないのです。あるいは通院も1カ月のうち、例えば透析の方は最低週2回はやらなきゃならない。それが1カ月になれば、300円どころではないということで、私は、この問題は死活問題ではないかというふうに思います。

2001年、これは国連の中で障害者の権利条約、これを確認しているのです。この中で、障がいのある方、そして、その家族に対して十分な生活水準と生活水準の不断の改善を享受する権利があるんだ、これが確認されているのです。

そういう意味では、私は、この持っていく方というのは、大変逆行しているというふうに思います。

それから、次にお伺いいたしますのは、2点目に、八街市の自己負担をしなければならない方、どのぐらいいるのか。また、年間の負担総額、年間の医療費支払い等を見て、どのぐらいなるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○市民部長（石川良道君）

対象者につきましては、平成26年度の所得確認の結果によりますと、対象者は963人中407人、約4割の方が市民税所得割課税世帯に属しておるところでございます。それから対象者につきましては、毎月通院されている方とか、あるいは年2、3回の方とかで、受診の頻度がばらつきがあるという中でのこととなりますので、年間の負担総額の算出は難しいところでございますが、これは試算になりますが、仮に入院一月当たり平均50人、一人当たり平均15日とした場合、また通院一月当たり平均550人、一人当たり平均4回として算定いたしますと、年間約425万円となります。これは当初予算の約4パーセントというふうに試算しているところでございます。

○丸山わき子君

そのように新たな負担が出てくるわけなんです。

重度障がい者の方々新たな負担が課せられるということは到底認められないと。自己負担導入は、制度改正に水を差すものだというふうに思います。窓口完全無料化を実施していくべきであると。

障がい者団体の皆さんが窓口無料化に対しては20年来の県に対して要望を出していたわけですが、ところが、このように自己負担を導入するという、とんでもない内容である、それから、次にお伺いするのが年齢制限も導入するということなわけですが、窓口無料化に関しては、対象者を見直しするんだと。65歳で線を引くということですね。

ちょっと1点お伺いしたいのは、現在、介護保険で65歳で障がい者は介護保険に移行してくださいという、そういう介護保険優先の原則というのがあって、進めてきていると思うのですが、実際には障がい者団体から「とんでもないんだ」と。介護保険に移行することによって、今まで受けていたサービスが受けられなくなってしまうということで、これは大変な障がい者の皆さんから大きな反対があり、国会にも大変な改善を求める声が挙がったわけです。ついに厚生労働省は、これは一人ひとり意向を汲み取って対応しなさいよと、こういう通知を出さざるを得なくなっちゃった。

八街市の65歳以上で介護保険に移行しているの方々に対しては、現在はどのような対応をされているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○市民部長（石川良道君）

今回、65歳になられた場合の介護保険サービスを受けるということにあたって、障がいサービスを受けていらっしゃる方、こちらにつきましては、介護保険サービスが優先になるということであるわけでございます。ですが、障害福祉と介護保険では根拠法令がそれぞれ

当然別だということでありまして、支援の内容や基準、給付水準も異なるということから、介護保険の支給制度、限度を超える部分、あるいは介護保険にはないサービス、こちらについては引き続いて障害福祉サービスができるということになっております。

○丸山わき子君

それでは、八街市は65歳になって介護保険に移らなければならないだけけれども、その助成の対象にしていますよ。それは100パーセント対応されていますか。

○市民部長（石川良道君）

実態として個別の対応の中でどういうことが出ているのかというのは、把握は申し訳ないですが、していないのですが、当然、今、申しあげましたように、制度の違い、横出し部分といえますか、介護保険に重ならない部分というのもありますので、そちらについては障害福祉のサービスの中で対応できているものというふうに理解しております。

○丸山わき子君

それが本来であるというふうに思うのですが、今度の障がい者の医療費の窓口無料化に關しましては、これは65歳で新たに重度障害があった方は、どのような対応をされるのか、その辺について伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

65歳以上で重度障害になられた方、こちらについては加齢に伴う疾病等が原因で重度障害となることが多いことから、障害福祉施策ではなくて、加齢に伴う高齢者の医療を国民全体で支える国の後期高齢者医療制度で対応してもらおうと、そういう考え方に基きまして、当該医療費助成制度の対象外としているところでございます。

ということで、今、申しあげた形での対応というふうなことになります。

○丸山わき子君

障がいに若年も高齢者もないと思うのです。人生の中で誰しもが障がい者になっていかざるを得ないという、加齢によっていろんな事情、状況はあろうかと思えます。

新たに重度障害になる方というのは、65歳以上で6割ぐらいいるのではないかという、これは全国的な統計の中で出てきているわけです。こういう方々が後期高齢者の医療制度の中に放り込まれば、負担は一気に出てくるわけです。

そういう意味では、今回の窓口無料化というのは、実質的には改悪ではないかというふうに思うわけなんです。その辺については、どのような見解なんでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

いろいろ他の制度と、例えば、子ども医療の方の関係とかでも、1割負担を原則としていただいているとか、そういう制度上にいろんな制度がある中で、こちらの事業、県と市によるこういう事業というよりは、国の制度に依拠した形の中での制度が優先されるべきだという考え方に立っての判断ということをございまして、県下全て同じ対応でございますので、そういう考え方に立っているというふうに考えております。

○丸山わき子君

県がやっているからではなくて、障がいになった方々をどう守るか、これは各自治体の仕事であろうかというふうに思います。

65歳以上で新たに重度障害者になるということは大変不安なことであろうかというふうに思います。こういう方々を医療費の制度から除外してしまう。本当に命をつなぐ制度から放り出されてしまうということになると思うのです。こんな新たな負担の押し付けである制度は、私は撤回すべきであると。当然、障がい者団体の皆さんも、65歳になってこの制度が使えなくなるということへの不安に対して異議を申し立てています。県に対して、見直しをしてくれということをお求めています。ぜひ、自治体からも住民の暮らしや健康や安全を守る自治体の仕事を貫いていくためには、こうした矛盾した制度は絶対に撤回してほしいんだということをお申し入れていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、窓口無料化導入によって、国保に対して国は国庫補助金の削減という、またペナルティーを課してきているわけです。国庫負担金の削減の影響額、八街市はどのぐらいあるのか、その辺についてお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

この重度心身障害児の医療費助成に伴いまして、心身障害児の医療費助成、これは市町村の単独事業になるわけなんですけど、これによりまして、一部負担金を現物支給した場合には影響で医療費が増えるということから、単独事業を実施していない市町村との国庫負担配分上の公平を図るという目的で、医療費増を調整する減額措置というのが行われています。

この影響額なんですけど、まず、減額率なんですけど、これは窓口での一般負担金の減額幅、それから医療の受診実態に応じて算出されることになりまして、対象となる費用額、つまりお医者さんにかかった重度心身障害者の医療費分に対する国庫負担金の減額率は最大で0.8427、パーセントにすると15.7パーセントの減額となります。

この率によりまして昨年度の重度心身障害者の医療給付費について試算してみますと、約660万円の減額となる見込みでございます。

なお、この減額影響分につきましては、子ども医療費と同様に県において補填助成されることとなっております。

以上です。

○丸山わき子君

県はスタートをしていくわけですから、県が補填しますよということで対応されるかと思いますが、今後、こういった保障はないわけですね。そもそも国が積極的に自治体が住民にサービスとして取り組む事業に対してペナルティーを課すということ自体も私は問題だと思います。子ども医療費も750万、障がい者の関係では660万、今のところは県が補填していますけれども、やはり国のこうした姑息な対応の仕方については、私は徹底的に国に対して異議を申し立てていく必要があるのではないかというふうに思います。

市長はこの点でどんなふうにお考えか、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

今回の重度心身障害者医療費助成の実施によりまして、国保に関する国からの交付金等が減額されるということであるわけでございますけれども、このことにつきましては、全国市長会、あるいは千葉県市長会の要望に基づきまして、この減額措置は廃止するということによって国へ要望活動をしておるところでございます。

○丸山わき子君

ぜひ、廃止するということによって、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、議案第7号の一般会計の補正予算についてお伺いするところではありますが、これは教育指導費について、発達障害早期継続支援事業についてですが、この具体的な取り組みについて、まず1点お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

発達障害早期継続支援事業は、国委託事業でございまして、発達障害の可能性のある児童・生徒に対する各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引き継ぎ手法、それに時期等に関する調査研究を行うモデル事業でございまして。

各学校段階の移行期と、この事業におきましては、小学校段階から中学校段階を第1移行期、中学校段階から高等学校段階を第2移行期としてございます。

具体的な委託事業内容の1点目につきましては、引き継ぎを意識した個別の教育支援計画等の作成方法の研究でございます。これは小学校から中学校へ、中学校から高等学校へというような移行期に、前在籍校から引き継ぐべき情報を調査し、引き継ぎの観点を明確化する調査でございます。

2点目は、進学前後における引き継ぎ内容及び時期の研究でございます。これは引き継ぎ内容を踏まえた学級編制、支援体制、グループ活動における配慮等の検討及び引き継ぎの時期の検討を行う調査でございます。

3点目は、児童・生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引き継ぎを実施する仕組みの構築等でございます。これは発達障害の可能性のある児童・生徒及び保護者に対する引き継ぎの目的、引き継ぎの内容、必要な支援等についての説明方法を明確化する調査でございます。

以上でございます。

○丸山わき子君

今、発達障害という問題につきましては、全国的に大変問題になっていて、八街市でも大変深刻な状況ではなかろうかということで、ぜひ、この問題は積極的に対応していただきたいというふうに思うのですが、専門的指導員の配置について、これについてはどのような形で配置されるのか。また、この専門的指導員がどのような具体的な役割、どのような事務的な対応になっていくのか、それについてお伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

専門的指導員といたしましては、学校間連携コーディネーターといたしまして2名を予定しております。小学校、中学校間の連携役として1名、中学校、高等学校間の連携役として

1名でございます。

専門的指導員の資格といたしましては、教員免許保持者であり、なおかつ、特別支援教育に携わり、過去に他校関係職間等の連携経験を有する者としてございます。

専門的指導員の業務内容といたしましては、発達段階に応じた支援に関する助言、学校間連携における調整、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制づくりへの助言ということになってございます。

○丸山わき子君

そうしますと、専門的指導員は、どこに配置されるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

学校教育課になります。

○丸山わき子君

学校教育課に配置され、それで、各学校との関係、これはどんなふうに進められていくのか、その辺についてはどうでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

先ほども申し上げましたとおり、発達障害早期継続支援事業につきましては、発達障害の可能性のある児童・生徒に対する各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引き継ぎ手法や時期等に関する調査研究を行うモデル事業でございますので、このため、各学校への支援として想定できますのは、先ほど申しましたけれども、専門的指導員による発達段階に応じた支援に関する助言、特別支援教育コーディネーター講師を中心とした校内体制づくりへの助言などでございます。

○丸山わき子君

こういった各学校への支援を行われていくということですが、国のモデル事業というのは何年間、これを実施しようとしているものなのでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

今回のモデル事業は2年間、平成27、28年度でやります。

○丸山わき子君

次に、対象児童です。発達障害ではなかろうかと思われる子どもたち、それから、さらに疑われる子どもたち、小中学校でどのぐらい八街市はいるのか、お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

発達障害早期継続支援事業における対象児童・生徒は、通級による指導を受ける、通常の学級ですね、通級による指導を受ける児童・生徒、そして特別支援学級における通級的な指導を受ける児童・生徒、さらには通常学級で担任から個別の指導を受ける児童・生徒も対象となっております。

通級による指導を受ける児童・生徒等が小学校や中学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童・生徒で、その障がいの状態に応じ個別指導を中心とした特別の授業を受けている方でございます。

本市では二州小学校と川上小学校に通級指導教室を開設しております、二州小学校は言語障害、川上小学校は学習障害、注意欠陥他動性障害に係る通級指導教室を開設しております。また、肢体不自由児や病弱につきましては、特別支援学校へ通う児童・生徒もおります。

ご質問の平成27年度における通級による指導を受ける児童・生徒数につきましては、児童30名、生徒1名の合計31名でございます。

次に、通常的な指導を受ける児童・生徒、特別支援学級において通級的な指導を受ける児童・生徒につきましては、平成27年度における児童・生徒数は児童53名、生徒4名の合計57名でございます。

この通級による指導を受ける児童・生徒及び通級的な指導を受ける児童・生徒の合計数は88名でございます、これを平成27年5月1日現在の児童・生徒数で割りますと、在籍割合は1.6パーセントでございます。

○丸山わき子君

発達障害を早期発見できるということが、まずは必要ではなかろうかなと。そういう意味では、私はちょっと国のモデル事業にあわせて、もう少し幅を持って、積極的な対応も必要ではなかろうかなというふうに思うわけです。

国の方では発達障害の子どもたちというのは、全国平均で6.5パーセントいるんだということをおっしゃって、今、八街では1.6パーセントと言われたでしょう。これちょっときちんと確認されているのかなというのを感じたのですけれども、やはり、各学校をお訪ねしますと、発達障害を持っている子どもが若干増えつつあるのかな。また、各学校でもその対応に苦慮しているというのが実態ではないかというのを感じます。

それで、確かに小学校、中学校、それから、中学校から高校へ行く、そういう継続的にスムーズにいくようにという、そういうことも必要なんですけれども、それ以前に早期発見、発達障害をいかに早く発見していくのか、ここに力を入れることも大切ではなかろうかというふうに思うのです。

今、就学前の5歳児健診、この体制を強化している自治体が多いわけです。八街市も、先ほどは1.6パーセント程度ですよというような回答があったのですけれども、もっと多いと思うのです、実際には。そういう意味で、5歳児健診の体制の強化というのを検討していくべきではないかと。教育委員会と同時に、福祉センターと一緒に、この問題に取り組んでいくということが必要ではなかろうかなというふうに思うのですが、その辺、両方で回答いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

発達障害の早期発見という、あるいは早期対応というふうなお話でございますが、今、お話のありました点につきましては、検討させていただきたいというふうに思います。

○教育長（加曾利佳信君）

ただいま、るる説明させていただきました。1つ、事前にお話をさせていただきたいので

すが、先ほど、1.6パーセントというお話がありました。これは通級学級の中で、今現在、通級している中で、また、通級的な指導をしている中で対象になるものという人数で、発達障害の割合としては、やはり国並みの数値を私たちは把握してございますので、改めてお伝えしておきます。

本事業というのは、やはり発達障害の子どもたちをどう次の学校種へ伝えていくか、そして継続的に支援をしていくのかという研究でございます。小中の部は、今、八街市では幼小中高連携をやっておりますので、小中学校の間の発達障害については、完全といたしましうか、できる限りの手当てはとっております。今度は高校が入ってまいりますので、高校は入学試験を受けてきますし、また、八街市の該当の中学校全員がその学校に行くわけではございませんので、その辺をどう扱っていったらいいのかというシステム作りが、今回、メインな部分になります。それを2年間研究して、その成果を各学校におろしていこうと。その中には、先ほどお話がありました、早期発見の部分も出てくると思いますので、そういう部分につきましては、就学時健診も含め、市長部局さんの方からお話がありましたように、連携をとりながら、今回の研究をお互いにして、充実した発達障害への対応に実行していきたいと思っております。

○丸山わき子君

先ほど、全国平均で6.5パーセントといたしますと、八街市では約300名近い子どもたちがこういう対象の子どもになっているのではないかというふうに思うわけです。

私は今後、乳幼児期から、また、高校を出ても、成人していく、発達障害のシーンに一貫してコーディネートできるような、そういう体制が必要ではなかろうかなというふうに思います。

今回はモデル事業ということで、一部分的な、部分ということは大変失礼なんですけど、一部分的な対応になるのですが、今、八街市が抱えている発達障害（児）者の対応も本当に深刻な問題になっていると思いますので、ぜひ、これを機会に、さらに大きな取り組みを進めていっていただくことを求めて質問を終わります。

以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第1号から議案第4号、専決処分承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第4号の討論通告受付のため、しばらく休憩をします。休憩時間

中に通告するよう、お願いいたします。

再開時間は事務局より連絡をいたします。

しばらく休憩をします。

(休憩 午前11時25分)

(再開 午前11時41分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第1号について、右山正美議員の反対討論の発言を許します。

○右山正美君

議案第1号、八街市税条例の一部改正の専決処分を求めることについて反対するものがあります。

軽自動車税関係の改正部分については、消費税10パーセント段階で実施を検討するとされており、社会課税の抜本改正が先送りになり、それに伴い自動車取得税、軽自動車税について経過措置として見直しが行われたことから、税率引き上げ時期を1年先送りし、平成28年度から増税するというものであり、また、2016年4月1日の時点で最初の登録日から13年を越える古い軽自動車は重課税額として1万2千900円、新しい軽自動車を買うよりも割高となるもので、到底納得のいくものではありません。

消費税増税に伴う自動車取得税の廃止を穴埋めするための庶民増税である軽自動車の増税は、きっぱりと中止することを求めて、議案に反対するものであります。

以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに討論の通告はありません。これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、八街市税条例等の一部改正を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、八街市都市計画税条例の一部改正を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、八街市国民健康保険税条例の

一部改正を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号、専決処分承認を求めることについて、平成27年度八街市一般会計補正予算を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第4号は承認されました。

議題となっています議案第5号から議案第7号、議案第9号及び請願第27-1号を配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6月10日から18日までの9日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。6月10日から18日の9日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月19日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。午後1時10分から全員協議会を開催しますので、関係する議員は議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議員親睦会総会を開催します。

ご苦労さまでございました。

(散会 午前11時47分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第7号、
議案第9号、請願27-1号
質疑、委員会付託
2. 休会の件

-
- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例等の一部改正）
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）
議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）
議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度八街市一般会計補正予算）
議案第5号 落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号 平成27年度八街市一般会計補正予算について
議案第9号 平成27年度八街市水道事業会計補正予算について
請願27-1号 市道三区35号線の歩道整備を求める請願について